

令和7年5月12日

保護者様

守山市立中洲小学校
校長 筈井 千英

非常変災その他緊急事態に伴う臨時休業等について（お知らせ）

平素は、本校教育推進のため、ご理解、ご協力をありがとうございます。

さて、子どもたちの安全を確保するため、非常変災その他緊急事態の発生やそのおそれがあるときは、下記のような措置をとりますので、よろしくお願いします。

なお、日ごろから、子どもが登校してから下校するまでの、当日のお家の方々の所在を、子どもたちに知らせておいていただけるとありがたいです。

記

- 1 滋賀県・近江南部・守山市のいずれかに『特別警報』『暴風を含む警報』が発表された場合

発表時期	措 置
午前7時の時点で発表されている	臨時休業
児童が学校にいる間に発表	終業時間の繰り上げや一斉集団下校など

※ただし、暴風を含まない「大雨、洪水、大雪等の警報」が発表された場合は、臨時休業とはなりません。

- 2 『特別警報』『暴風を含む警報』が解除された後の措置

基準時刻（午前7時）までに解除されても、児童の危険が予測される場合には、始業時刻の繰り下げや臨時休業の措置をとる場合があります。

※必要に応じて「メール配信」にてお知らせします。

- 3 児童の在校中、雷・急な豪雨等の対処が必要な場合

下校時刻の繰り下げ、場合によっては児童の引き渡しを行うことがあります。

※必要に応じて「メール配信」にてお知らせします。

- 4 上記以外の場合

特別警報や暴風警報等が発表されていない場合でも、危険な状況が考えられる場合は「登校せず自宅待機」や「臨時休業」の判断をする場合があります。その場合は、学校からのメール配信等で指示しますので、その内容にしたがってください。特に、登校時間前におきましては、午前7時までにメール配信します。

- 5 児童クラブ室（学童）について

小学校が休校になった場合、児童クラブ室（学童）も休室になります。ご了解ください。

- 6 児童の引き渡しについて

原則として、以下のいずれかに該当するときは、児童を学校待機とし、保護者への「引き渡し」を実施します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 守山市において、震度5強以上の地震が発生した場合② 内閣府から大地震に備え、滋賀県に「警戒宣言」が発令された場合③ 地震等で通学路や近隣家屋に損傷が見られ、下校が困難と判断される場合④ 学校施設が一時避難場所として提供される場合⑤ 警察から学区内に凶悪犯人等が潜伏中との情報を得た場合 |
|--|